

特定調査の実手順例

■石綿含有保温材等（保温材）

- 施設台帳等の図面（以下「図面」）、デジカメ等、筆記用具等を用意する。
- 屋上から下階へ順番に、又は複数名で担当階を分けて教室、廊下等の室内等※に露出している保温材等の劣化、損傷状況を点検する。

（写真①参照）

※調査範囲は、建物内を基本とするが、児童生徒等が通常使用する屋上やベランダは、調査対象とする。

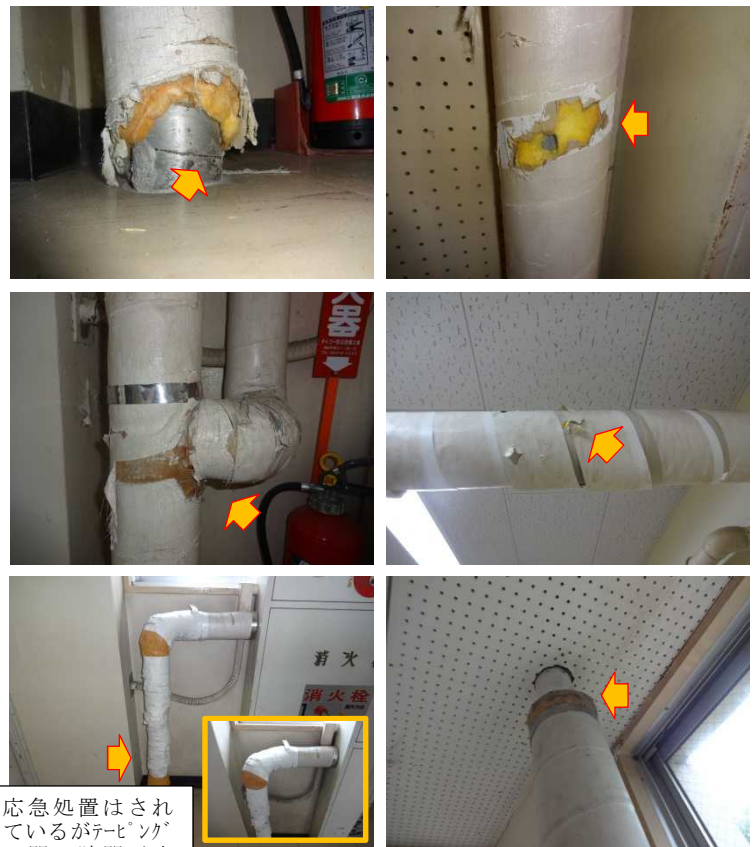


写真①（露出配管の状況）



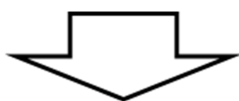
- 劣化、損傷している保温材等を確認したら、発見箇所を図面に記すとともに、その状態をデジカメ等で撮影するなど記録する。
- 劣化、損傷している保温材等がグラスウールや発泡スチロールである場合は、チェックリストの該当欄に記録するとともに、応急処置を講じる。
- 劣化、損傷している保温材等の材質が不明な場合は、チェックリストの該当欄（不明欄）に記録するとともに、専門業者等に相談の上、速やかに応急処置を講じる。

（写真②参照）



応急処置はされているがテーピングの間に隙間が生じているため、損傷と判断
ただし、グラスウール保温材であったため、ばく露のおそれなしと判断

写真②（劣化・損傷の状況）



○判断の目安

グラスウール保温材は、主に黄色で、ガラス繊維で構成され柔らかい感じ。発泡スチロール保温材は、日常で目にする発泡スチロールと材質は同じ。上記以外で、判断ができない保温材については、不明とし安易に触れずに専門業者等に相談の上、子供たちが触れないような応急処置を講じる。

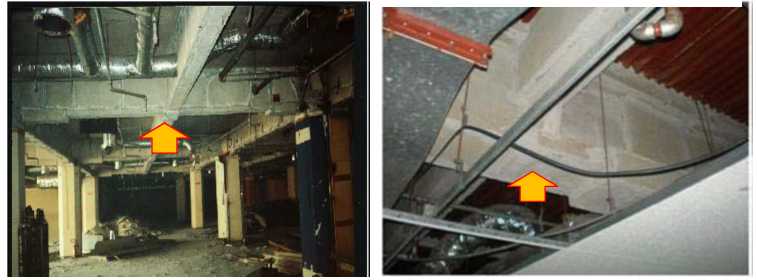


グラスウール保温材

■石綿含有保温材等（耐火被覆材）

- 調査は、保温材と同じ手順で露出しているもののみ点検する。
- 劣化、損傷等がない場合は、耐火被覆されているかどうか判り難いため、注意が必要。主に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物において露出している柱型や梁型で、特に劣化・損傷している箇所を点検する。
(写真③参照)

下右の写真は、国土交通省ホームページ平成25年度 建築基準整備促進事業報告会「アスベスト対策に資する検討」より引用
下左の写真は、国土交通省ホームページ目で見えるアスベスト建材（第2版）より引用



写真③（露出の状況）

■石綿含有保温材等（煙突用断熱材）

- 設計図や完成図又は工事記録等から、煙突に関する情報を調査票（様式3）の該当欄に記録する。
- デジカメ等、筆記用具等を用意する。
- 煙突内部の劣化、損傷状況を点検する。

※石綿を含有する煙突用断熱材が、劣化、損傷している場合、煙突下部の点検口を開ける際に石綿が舞う可能性もあるので注意が必要。
また、煙突頂部の開口部から点検する場合は、点検用タラップが腐食している場合もあるので、注意が必要。（専門家又は専門業者等による調査が必要）

(写真④参照)



写真④（劣化・損傷の状況）



- 劣化、損傷している煙突断熱材を確認したら、ばく露の有無について調査、把握するとともに速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。
(写真⑤参照)



写真⑤（劣化・損傷の状況）

右の写真は、国土交通省ホームページ平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」より引用

特定調査の判断例

■応急処置済みについて（保温材等）

- 劣化、損傷部分を隙間無くガムテープ等により塞いでいる場合などは、応急処置済みとして、ばく露のおそれがないと判断しても差し支えない。
- 劣化、損傷している保温材等の材質が不明な場合は、専門業者等に相談の上、速やかに応急処置を講じる。
- その後、石綿の含有を確認されている場合は、速やかに除去、封じ込め又は囲い込みの適切な処置を講じること。



写真⑥（応急処置の状況）

■煙突用断熱材について（石綿セメント円筒）

- 学校等の古い建物には、右写真のような昔のストーブの排気用煙突がある場合があり、内部には石綿セメント円筒が使用されている場合がある。
- 石綿セメント円筒は、煙突用断熱材とは異なり、材質が固く飛散性が低いため、調査対象外である。
- 事前に、図面等で確認することで、専門家又は専門業者等の調査が不要となる場合がある。
- ただし、ストーブの排気用煙突であっても煙突用断熱材を使用している場合も考えられるため、材質が不明なものを安易に調査対象外としてしまうことは避けること。
(写真⑦参照)



■石綿含有保温材等の劣化、破損について

- 劣化、損傷の状態については、国土交通省ホームページで公表している平成25年度 建築基準整備促進事業 報告会「アスベスト対策に資する検討」が参考になる。

<http://www.mlit.go.jp/common/001037173.pdf>



写真⑦（石綿セメント円筒）

※別紙1については、以下の文部科学省ホームページより入手できます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1349864.htm

石綿含有保温材等の使用状況チェックリスト(例)

部屋区分		①露出して使用されている保温材がある室数	左記①のうち、劣化・損傷等のある室数				
			石綿含有	不明	グラスウール	発泡スチロール	計
室	更衣室	0	0	0	0	0	0
	印刷室	0	0	0	0	0	0
	トイレ1	0	0	0	0	0	0
	職員室	0	0	0	0	0	0
	校長室	0	0	0	0	0	0
	相談室	0	0	0	0	0	0
	保健室	0	0	0	0	0	0
	トイレ2	0	0	0	0	0	0
	体育館	0	0	0	0	0	0
	1F 理科室	0	0	0	0	0	0
	理科準備室	0	0	0	0	0	0
	トイレ3	0	0	0	0	0	0
	教室	0	0	0	0	0	0
	技術室	0	0	0	0	0	0
	コンピューター室	0	0	0	0	0	0
	1-2教室	0	0	0	0	0	0
	1-1教室	0	0	0	0	0	0
	トイレ4	0	0	0	0	0	0
	図書室	0	0	0	0	0	0
	2F 音楽室	0	0	0	0	0	0
	音楽準備室	0	0	0	0	0	0
	トイレ5	0	0	0	0	0	0
	放送室	0	0	0	0	0	0
	3-2教室	0	0	0	0	0	0
	3-1教室	0	0	0	0	0	0
	2-2教室	0	0	0	0	0	0
	2-1教室	0	0	0	0	0	0
	トイレ6	0	0	0	0	0	0
小計		0	0	0	0	0	0
通路部分	1F 廊下1	0	0	0	0	0	0
	職員玄関	0	0	0	0	0	0
	玄関ホール・昇降口	0	0	0	0	0	0
	2F 廊下2	0	0	0	0	0	0
	ベランダ	0	0	0	0	0	0
	RF 屋上	0	0	0	0	0	0
	階段 階段1	0	0	0	0	0	0
階段2	0	0	0	0	0	0	
小計		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

【記入上の留意事項】

※1 平成26年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。
 なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。

石綿含有保温材等の使用状況チェックリスト(例)

部屋区分	①腐して使用されている 保温材がある室数	左記①のうち、劣化・損傷等があるもの				計	
		石綿含有	不明	グラスウール	発泡スチロール		
室	更衣室	0	0	0	0	0	
	印刷室	0	0	0	0	0	
	トイレ1	0	0	0	0	0	
	職員室	1	0	1	0	1	
	校長室	0	0	0	0	0	
	相談室	0	0	0	0	0	
	保健室	1	0	0	0	0	
	トイレ2	1	0	0	0	0	
	体育館	0	0	0	0	0	
	1F 理科室	0	0	0	0	0	
	理科準備室	0	0	0	0	0	
	トイレ3	0	0	0	0	0	
	教材室	0	0	0	0	0	
	技術室	1	0	1	1	2	
	コンピューター室	0	0	0	0	0	
	1-2教室	1	0	0	0	0	
	1-1教室	0	0	0	0	0	
	トイレ4	0	0	0	0	0	
	図書室	1	0	0	0	0	
	2F 音楽室	1	0	0	0	0	
	音楽準備室	0	0	0	0	0	
	トイレ5	0	0	0	0	0	
	放送室	0	0	0	0	0	
	3-2教室	1	0	0	0	0	
	3-1教室	0	0	0	0	0	
	2-2教室	調査票区分①「室数」 に入力する数字	調査票区分②「室数(石綿 含有)」に入力する数字	0	調査票区分②「室数(不明)」 に入力する数字	0	0
	2-1教室			0		0	0
	トイレ6	0	0	0	0	0	0
小計	9	0	2	1	0	3	
通路部分	1F 廊下1	1	0	0	0	0	
	1F 玄関ホール・昇降口	0	0	0	0	0	
	2F 廊下2	1	0	0	1	0	
	2F ベランダ	0	調査票区分②「通路部分 (石綿含有)」に入力する数	0	調査票区分②「通路部分 (不明)」に入力する数字	0	0
	RF 屋上	調査票区分①「通路部 分」に入力する数字	0	1	0	2	4
	階段 階段1	0	0	0	0	0	0
	階段 階段2	1	0	0	0	0	0
小計	4	0	1	2	2	5	
合計	13	0	3	3	2	8	

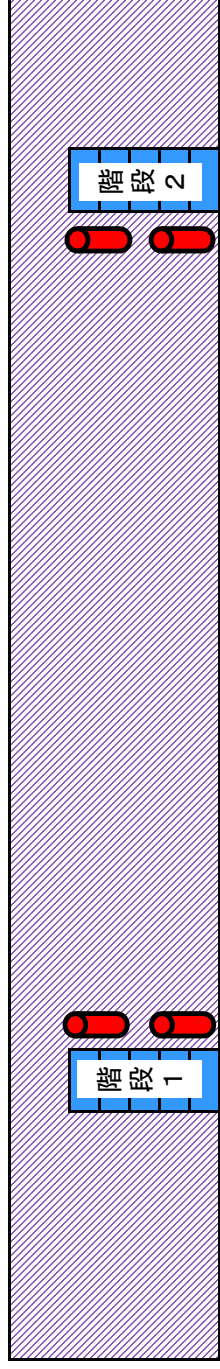
【記入上の留意事項】

※1 平成26年10月1日時点で仮設建物や他の施設を使用している機関については、当該施設を調査対象とし、被災により同時点で使用していない施設については調査票の提出は不要。
なお、他の施設を使用している場合は、原則当該施設を所有する機関に計上。また、所有する機関が本調査対象外である場合は、当該施設を使用している機関に計上。

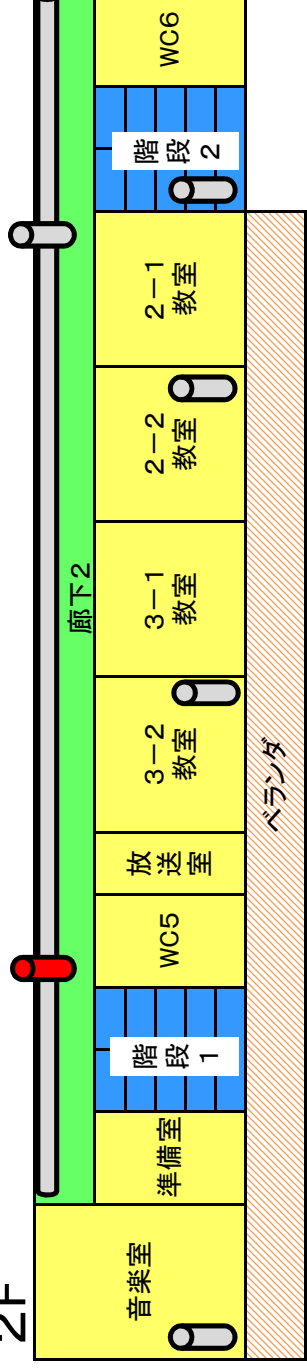
チェックリスト(例)に記載する通路等の室数の考え方

色分け凡例	調査票区分
	室
	通路

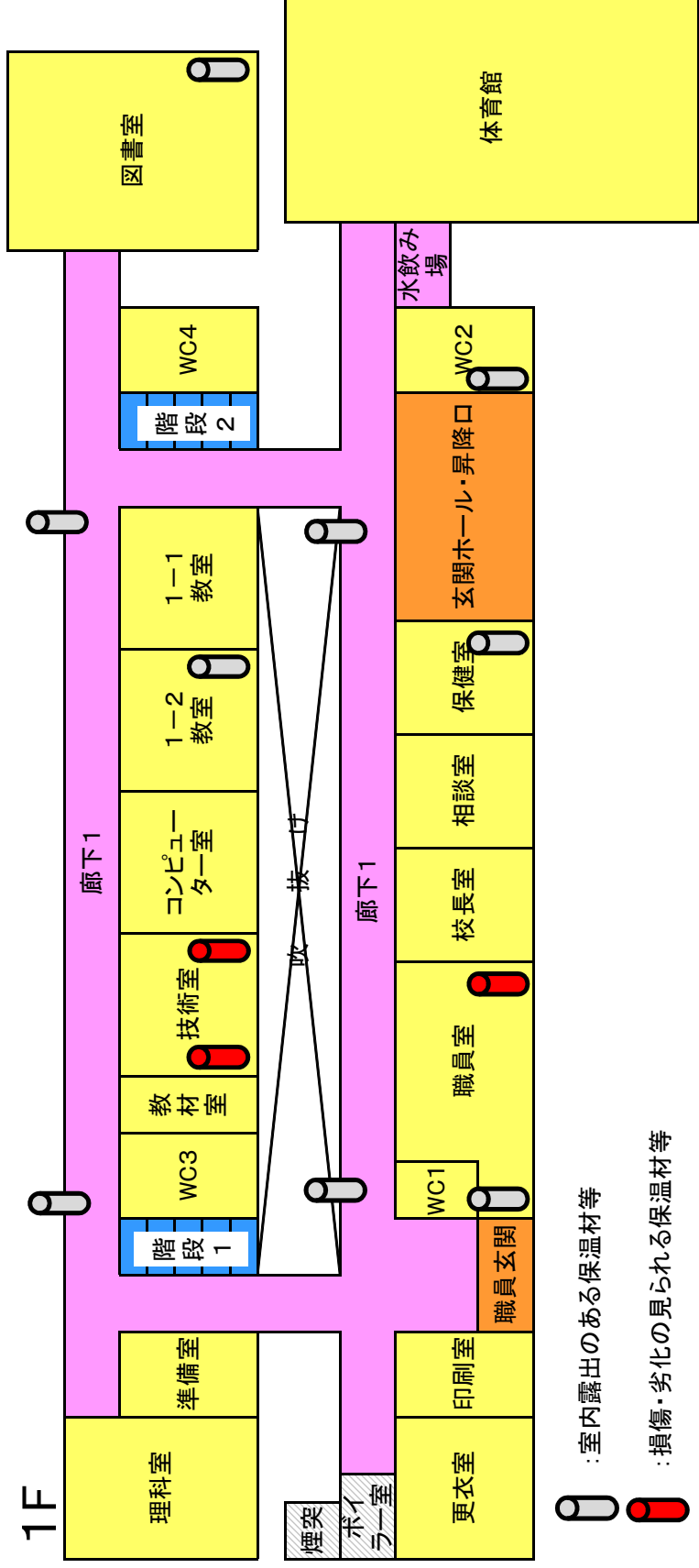
RF



2F



1F



: 室内露出のある保温材等

: 損傷・劣化の見られる保温材等